

令和3年度 京都市立下京雅小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止等基本方針」の策定

(1) 目的

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校いじめの防止等基本方針を策定することの意義を次の通り示している。

- ①学校いじめの防止等基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込みます、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒とその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

これを受け、本校いじめの防止等基本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて平成26年10月10日に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例(平成29年9月改定)」に基づき、本校におけるいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「京都市いじめ防止条例」に十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。

- ①全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ②いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うことになった背景を踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 学校におけるいじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
学年主任 生徒指導部 スクールカウンセラー その他、必要と認める教職員

イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

ウ 児童・保護者への周知について

児童には朝会や集会等で紹介する
保護者や地域には懇談会・HP・学校だより等で紹介する。
時期については年間計画に記載。

3 いじめ防止プログラム

（ア）学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 授業改善の充実

- ・全ての児童が夢中になって学び、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・生徒指導の機能が活かされた授業づくり
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・教科担任制や少人数授業の推進
- ・自主学習を促す働きかけやプリント等の工夫・整備

② 道徳教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする、自主的・実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施
- ・参観日を活用した全学年一斉に授業を公開する日の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」

- などを具体的に取り上げた人権学習、道徳教育の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- ・警察のスクールソーシャルワーカーによる非行防止教室の実施

③ 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくりの推進
- ・学校行事などを通しての人間関係づくりの推進
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の命を尊重する活動の推進

④ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・学校内人権月間に児童会を中心とした人権に関わる集会等の実施
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・縦割り活動によるピアサポート体制づくり
- ・中学校ブロック、地域、PTAとともに取り組むいじめ防止運動の実施
- ・地域生徒指導連絡協議会の取組と関連させた、いじめ防止に向けた標語・スローガン・ポスター等の作成と掲示

⑤ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・人権集会の中でのいじめについて考える
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信
- ・学級通信等での「コラム」の有効活用

⑥ 保護者・地域への啓発

- ・道徳の学習や人権学習の授業参観、「にこにこタイム」の取組発信による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・学校だより等を通して「学校いじめ防止基本方針」の発信
- ・社会で許されることは、学校でも許されないという意識の広報

⑦ その他

- ・評価アンケートの結果の分析を学校運営協議会で共有
- ・いじめは、重大な人権侵害であるという教職員の意識の向上

(イ) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

1. 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートなど

- ・いじめに特化したアンケートを利用してのいじめの兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し
- ・子どもを見取り、子どもと向き合える場や機会の設定
- ・保護者や地域からの声の掘り起こし

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケート実施によるいじめやそれにつながる行動の発見強化

③ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・会議や研修の後の情報交換、定期的な「生徒指導・いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

④ その他

- ・登校時、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

(ウ) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の確認と「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

(エ) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ・各学年に応じた情報モラルの指導
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解や「いじめ」対応の事例研修
- ・「スマートフォン・ゲーム機とのつきあい方」や「ケータイ教室」などの事業の積極的な活用
- ・家庭教育講座、地生連等を活用しての地域への啓発

＜【京都市立下京雅小学校】いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞

前 提 と な る 基 本 事 項

- 『学校いじめ防止基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。 【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくり、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC, SSW, パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

敏速な連絡

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

4 重大事態への対処

- 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 学校が調査主体の場合**
 - 学校の下に重大事態の調査組織を設置
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
 - 京都市教育委員会への調査結果の報告
 - 調査結果を踏まえた必要な措置
 - 同種の事態発生の防止に必要な取組の推進
- 京都市教育委員会が調査主体の場合**
 - 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

5 年間計画（予定）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、予定は変更することがあります。

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
また、その都度、予定を見直し進めていく。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施 や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	にこにこ朝会共通理解（月1回の人権学習） 5年花背山の家宿泊活動	前年度の記名式アンケート・ クラスマネジメントシートについて確認と共有	家庭訪問週間
5	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 生徒指導研修会 学年経営方針の交流会	にこにこ朝会（憲法月間） 朝会で周知 縦割りグループ顔合わせ		HPにて周知 参観ウィーク
6	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会（総合育成支援教育） ハーモニーフェスティバル	第1回いじめに関する 記名式アンケートの実施（全学年） 第1回クラスマネジメントシートの実施 (4, 5, 6年)	参観 (全学級「道徳」公開授業)
7	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 アンケート結果共有	にこにこ朝会（ふりかえり） 非行防止教室（3年）	学校評価アンケート実施	個人懇談会①
8	生徒指導（いじめ対策を含む）研修会 学校評価研修			
9	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	6年修学旅行 非行防止教室（5年） 薬物乱用防止教室（6年）	学校評価アンケート 結果公表	
10	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 生徒指導研修会 年間の取組の見直し	にこにこ朝会（男女平等） スポーツフェスティバル		学校評価報告 (いじめについての項目を含む)
11	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会（人権月間）	第2回いじめに関する 記名式アンケートの実施（全学年） 第2回クラスマネジメントシート（4, 5, 6年）の実施	

1 2	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 アンケート結果共有	ヒューマンフェスティバル (人権学習の授業参観・全校集会)	学校評価アンケート実施	個人懇談会②
1	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会（外国人） コミュニティーフェスティバル		
2	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会 生徒指導研修会 年間の取組の見直し	にこにこ朝会 (ふりかえり) アートフェスティバル	学校評価アンケート 結果公表	新1年入学説明会 参観・懇談会②
3	生徒指導（いじめ対策を含む）委員会	にこにこ朝会（次年度 にむけてのふりかえり）		学校評価報告 (いじめについての項目を 含む) 個人懇談会③（希望制）

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間）
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個人懇談会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。また、職員会議にて経過報告をできるだけ継続して行う。